

重点監督企業の86%が法令違反

一人で
悩まず、相談を

県内ブラック企業調査一厚労省千葉労働局



小田 桐たかし

日本共産党市議会議員

日本共産党国会議員団は1月24日、若者らを過酷な労働に追い立て、使い捨てる『ブラック企業』をなくすため、『ブラック企業規制法案』を参院に再提出しました。昨年の臨時国会で廃案になったため。

昨年の参院選で躍進して得た議案提案権を活用しました。法案は▽長時間労働の是正▽離職者数の公表など情報公開▽パワハラをやめさせるの3本柱です。政府は来年度から新卒者の離職率を公表するな



ど、法案の一部が実現しました。

ブラック企業・雇用問題対策チームの山下芳生責任者・書記局長は「さらに世論と運動、国会論戦を強め、全面的な実現へ奮闘したい」と話しています。

日本共産党国会議員団

ブラック企業規制法案 再提出

重点監督事業所93件中、『違法な時間外労働あり』52件、『賃金不払い労働あり』23件、『過重労働による健康障害防止措置の実施なし』が2件などがあり、法令違反では正勧告書を交付した事業所数は86%に及びました。

その他にも、約半数にあたる51事業所（55%）で『過重

労働による健康障害防止措置が不十分』・『労働時間の把握方法が不十分』がありました。また、一ヶ月の労働時間は過労死ラインの『80時間超』が29事業所（31%）、そのうち『100時間超』は20件（22%）となり、労働環境の深刻化が浮き彫りになりました。

4社に1社は『賃金不払い労働あり』
5社に1社は月労働時間が『100時間超』

昨年9月、厚生労働省は『過重労働重点監督月間』とし、企業調査を実施。12月19日、厚生労働省千葉労働局が『若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況』を発表しました。